

## ①原木市場の活性化

---

本県の強みである優良原木等の取扱いを核にして、原木市場の活性化を図ります。

(事業例)

- 原木市場における記念市の開催支援
- 原木市場関係者による市場機能向上のための取組を促進

## ②山元と製材・加工工場間の直接取引の促進

---

一般製材用、ラミナ用、合板用、チップ用原木をターゲットに、取引量の増・安定化、コスト低減を図るため、素材生産事業者と製材・加工工場等の直接取引を促進します。

(事業例)

- 素材生産事業者と製材・加工工場等の直接取引促進のためのマッチング支援
- 木材集積場(中間土場等)を活用した直接取引の促進

## ③川上・川中・川下の連携体制の構築

---

林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者が相互に連携し、建築関係事業者のニーズに対応した部材が適時供給される流通のしくみづくりを促進します。

(事業例)

- 県産材需給情報の共有・マッチングのためのプラットフォームづくり  
(林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者等)

## ④製材品の品質・性能・価格の「見える化」

---

木材関係事業者、関係団体等と連携して、県産材の品質・性能・価格の「見える化」を促進することにより、流通の効率・合理化を図るとともに、マーケットへの効果的な情報発信に取り組みます。

(事業例)

- 奈良県地域認証材の認証・流通促進
- 県産材JAS製品工場の認定・流通促進(公共建築物・非住宅建築物の用材)
- 製材品価格等の標準化に向けた取組の促進
- 森林認証の普及促進



05

第5編

その他必要事項

## 1 目指すべき森林の基本的な考え方

目指すべき森林毎に誘導の目安となる地形・基盤条件及び基本的な考え方は、次のとおりです。

目安となる地形・基盤条件
--------------

## ①恒続林

- ・現況が人工林
- ・標高が1,200m未満(スギ・ヒノキ等の生育に適した標高)
- ・傾斜が40度未満(土砂の崩壊等の災害リスクを考慮)
- ・道路からの距離が50m未満(車両系での集材を想定)

## ②適正人工林

- ・現況が人工林
- ・標高が1,200m未満(スギ・ヒノキ等の生育に適した標高)
- ・傾斜が40度未満(土砂の崩壊等の災害リスクを考慮)
- ・道路からの距離が500m未満(架線系での集材を想定)

## ③自然林

- ・現況が人工林
- ・標高が1,200m以上
- ・傾斜が40度以上
- ・道路からの距離が500m以上

## ④天然林

- ・現況が天然林

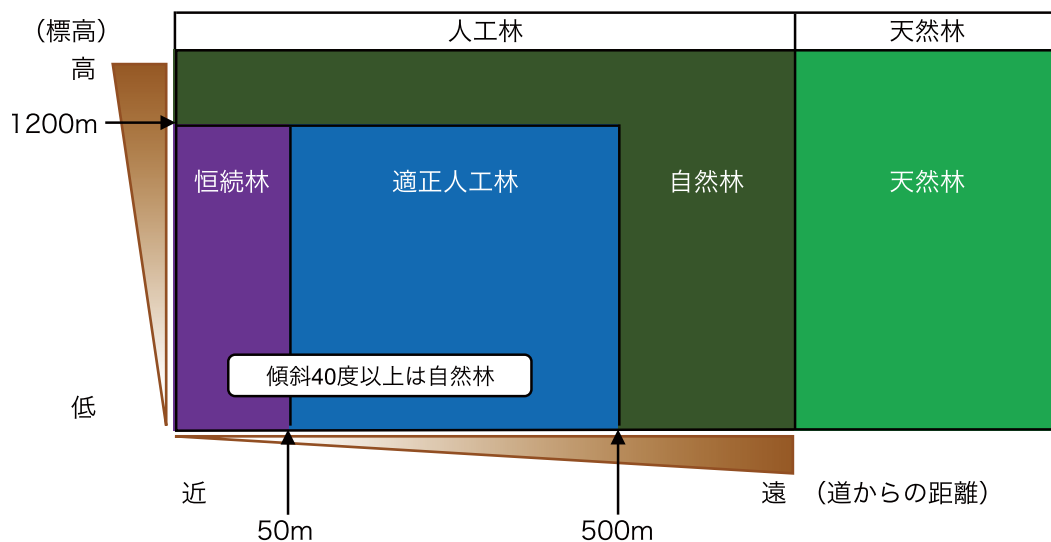


図-1 目指すべき森林の目安となる状況のイメージ

## 基本的な考え方

### ①恒続林

- ・木材生産を目的とした森林
- ・地域の特性に応じた樹種
- ・複数の樹齢・高さで構成
- ・択伐による木材生産が保育にもなり環境が維持される
- ・非皆伐
- ・天然更新を可能な限り採用

### ②適正人工林

- ・木材生産を目的とした森林
- ・人工造林を代表するスギ・ヒノキ等の一斉林
- ・間伐をはじめとする保育により環境が維持される
- ・皆伐を前提(皆伐後は速やかな再造林)

### ③自然林

- ・木材生産を主目的としない森林
- ・地域の特性に応じた樹種
- ・複数の樹齢・高さで構成
- ・自然の遷移により環境が維持される
- ・非皆伐

### ④天然林

- ・木材生産を主目的としない森林
- ・地域の特性に応じた樹種
- ・複数の樹齢・高さで構成
- ・自然の遷移により環境が維持される
- ・非皆伐

## 2 地域森林計画に定める事項

森林の4機能を持続的に発揮させるため、森林法第5条第1項の規定により知事が策定する地域森林計画に以下の事項を定めます。

- ①目指すべき森林への誘導方針
- ②森林の4機能ごとの環境管理方針
- ③新たな森林環境管理制度の推進体制
- ④「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」の遵守

## 3 市町村森林整備計画の確認

森林法第10条の5第1項の規定により市町村長が策定する市町村森林整備計画について、市町村から同条第9項の協議を受けたときは、当該計画に以下の事項が定められていることを確認します。

- ①目指すべき森林への誘導方針
- ②森林の機能ごとの環境管理方針
- ③新たな森林環境管理制度の推進体制
- ④「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」又は「市町村が独自で作成した伐採・更新施業に関するガイドライン」の遵守  
※ただし、「市町村が独自で作成した伐採・更新施業に関するガイドライン」を遵守することを規定することについては、「市町村が独自で作成した伐採・更新施業に関するガイドライン」が、「奈良県伐採・更新施業のガイドライン」の規定事項を満たす場合のみ同意することとします。

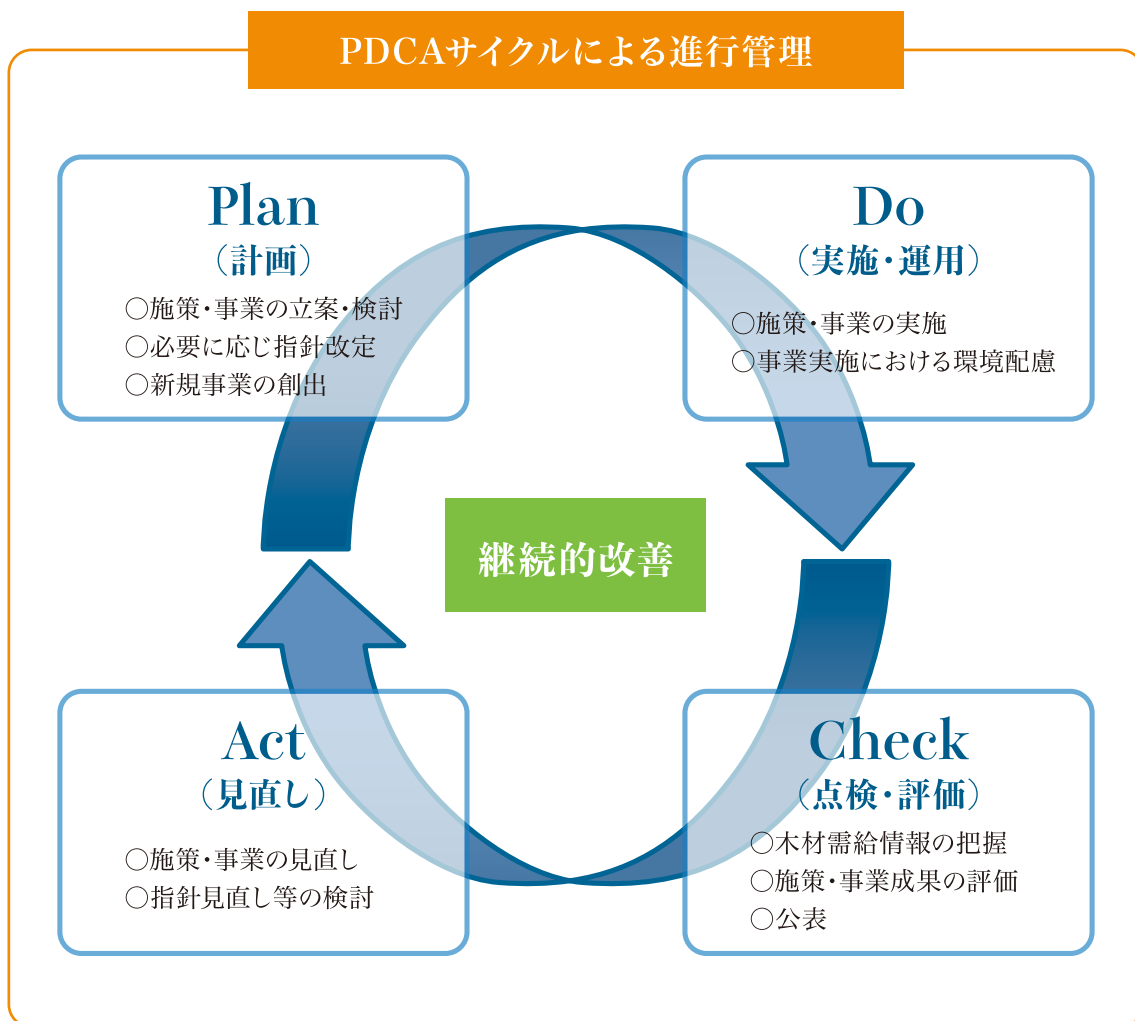
06

第6編

指針の進行管理

本指針の推進にあたっては、社会情勢の変化や施策・事業の進捗状況を把握・評価し、必要に応じて適切な見直しを行っていくことが重要です。そのため、進行管理は、PDCAサイクルに基づき、計画の策定(Plan)、事業の実施・運用(Do)、実施状況等の点検及び評価(Check)、事業内容の見直し(Act)の一連のサイクルにより実施します。

この進行管理の成果については、市町村、関係機関・団体等との情報共有を図り、毎年度、森林審議会や奈良の木利用拡大検討委員会をはじめ様々な機会を活用して検討・評価するとともに、広く県民への情報提供に努めます。





## 用語の解説

---

### ◎森林環境の維持向上

適地適木による造林及び適時かつ適切な方法による保育、伐採等を行うことにより、森林の4機能を高度に発揮させること。

### ◎森林の4機能

森林環境の維持向上の施策を総合的かつ体系的に推進する観点から、森林の有する多面的機能を以下の4つに区分した機能。

#### (1)森林資源生産機能

木材、木の実、きのこ類等の食材、漆等の工艺品の原料、清浄な水等の森林資源を持続的に供給する機能並びに温室効果ガスの吸収及び排出の抑制作用により地球温暖化の防止に寄与する機能。

#### (2)防災機能

土砂の流出又は崩壊その他の災害の防止機能及び水の貯留・かん養機能により森林が県土を保全する機能

#### (3)生物多様性保全機能

様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することを保全する機能並びにそれにより自然環境を持続的に保全する機能。

#### (4)レクリエーション機能

レクリエーション、スポーツ、教養文化活動、休養等を森林において行うことにより身体的及び精神的な健康を回復し、日常生活の向上への活力を獲得する機能。

### ◎目指すべき森林

奈良県が目指す森林環境が維持向上された状態である以下の4つの森林。

#### (1)恒続林

地域の特性に応じた種類の樹木が異なる樹齢及び高さの状態が存在し、適時かつ適切な方法による保育及び択伐による継続的な木材生産により環境が維持される森林。

#### (2)適正人工林

スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木が同程度の樹齢及び高さの状態が存在し、適時かつ適切な方法による保育により環境が維持される森林であって、木材生産を主目的とするもの。

#### (3)自然林

スギ、ヒノキその他の人工造林を代表する種類の樹木と地域の特性に応じた種類の樹木が混交する森林であって、自然の遷移により環境が維持されるもの。

#### (4)天然林

地域の特性に応じた種類の樹木が自然に生成することにより環境が維持される森林。

## 用語の解説

### ◎新たな森林環境管理

従来の「施業管理」に地域に即した「環境管理」を加えたもので、目指すべき森林への誘導等により森林の4機能を高度に発揮させる森林管理。

### ◎新たな森林環境管理制度

目指すべき森林への誘導と森林の4機能を高度に発揮させる取り組み及び川中・川下との連携による環境と経済が両立する林業への取り組み。

### ◎奈良県フォレスター制度

新たな森林環境管理を推進する拠点施設を中心とした、市町村からの業務の受託や奈良県フォレスターの配置による県と市町村が連携する取り組み。

### ◎新たな森林環境管理体制

奈良県フォレスター制度に加えて、奈良県フォレスターアカデミーの設置・運営や森林組合・森林事業者との労働力確保などの連携により新たな森林環境管理制度を推進するための体制。

<b>新たな森林環境管理制度</b>
「目指すべき森林への誘導と森林の4機能を高度に発揮させる取り組み」＋「川中・川下との連携による環境と経済が両立する林業への取り組み」
<b>新たな森林環境管理体制</b>
「奈良県フォレスター制度」＋「アカデミーの設置・運営」＋「森林組合・森林事業者との連携（労働力確保など）」により新たな森林環境管理制度を推進するための体制
<b>奈良県フォレスター制度</b>
拠点施設を中心とした、業務の受託やフォレスターの配置による県と市町村が連携する取り組み





奈良県 Nara Forester Academy  
フォレスターアカデミー

奈良県 水循環・森林・景観環境部

森と人の共生推進課

森林資源生産課

奈良の木ブランド課

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL:0742-27-8115 FAX:0742-24-5004

<http://www.pref.nara.jp/57803.htm>